

# 争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 松崎 みどり 執行委員長から、平成30年10月25日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成30年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 事 件

年末一時金等に関する事項

## 2 争議行為の日時

平成30年11月7日（水）午前0時から、本件の完全解決に至るまでの期間

## 3 争議行為の場所

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| (1) 水戸市城南3-15-17    | 茨城保健生活協同組合本部         |
| (2) 水戸市城南3-15-17    | 城南病院                 |
| (3) 水戸市城南3-15-8     | 城南病院附属クリニック          |
| (4) 水戸市白梅3-13-8-201 | 訪問看護ステーション虹          |
| (5) 水戸市白梅3-13-8-201 | 城南居宅介護支援事業所          |
| (6) 水戸市平須町1819      | 水戸共立診療所              |
| (7) 水戸市住吉町57-2      | 看護小規模多機能型居宅介護事業所そらいろ |
| (8) 取手市新町3-13-11    | あおぞら診療所              |
| (9) 牛久市ひたち野東3-24-3  | 住宅型有料老人ホームにれの家       |
| (10) 取手市青柳480-2     | 生協くらしのサポートセンター青柳     |
| (11) 日立市大みか町6-17    | 回春荘病院                |

## 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

## 5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 茨城民主医療機関労働組合 | 執行委員長 松崎 みどり |
| (2) いばらきあおぞら労働組合 | 執行委員長 峯崎 穂見  |
| (3) 回春荘病院労働組合    | 執行委員長 菊池 裕二  |